

# 重要事項説明書

利用者：\_\_\_\_\_様

株式会社 明るい介護  
訪問看護ステーションたんぽぽ

## 1 当事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションたんぽぽ
所在地	旭川市永山8条13丁目8番23号
連絡先	0166-40-2020
サービス種類	訪問看護
指定番号	0162990386号(介護保険) / 2990386号(医療保険)
サービス提供地域	旭川市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (2) 営業時間

平日	午前7:30～午後6:00
土日祝日	午前7:30～午後6:00
定休日	無休(365日)

### (3) 職員体制

- ・管理者(看護師) 1名
- ・保健師、看護師又は准看護師：常勤換算方法 2.5名以上

## 2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

T E L : 0166-40-2020

担当部署： 訪問看護ステーションたんぽぽ

担当者： 管理者 成澤 みゆき

受付時間：平日 午前8:30～午後5:30

土曜 午前8:30～午後12:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受け付けております。

## 3 事業の目的・運営方針

### (事業の目的)

1 株式会社 明るい介護(以下「事業者」という。)が開設する、訪問看護ステーションたんぽぽ(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にあり、主治の医師が必要と認めた高齢者(以下「要介護者[要支援者]という。’)に対し、適正な指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を提供することを目的とする。

### (事業の運営の方針)

- 1 指定訪問看護事業所の看護職員は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護事業所の看護職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。



訪問看護基本療養費（Ⅰ） 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		5,550 円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に 2 人 保健師、助産師、看護師、准看護師	週 3 日まで 1 回につき	5,550 円（准 5,050 円）
	週 4 日目以降 1 回につき	6,550 円（准 6,050 円）
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に 2 人 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		5,550 円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に 3 人以上 保健師、助産師、看護師、准看護師	週 3 日まで 1 回につき	2,780 円（准 2,530 円）
	週 4 日目以降 1 回につき	3,280 円（准 3,030 円）
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に 3 人以上 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		2,780 円
管理療養費	月の初日	7,440 円
	月の 2 日目以降 1 日につき	3,000 円
24 時間対応体制加算	月 1 回	6,400 円
特別管理加算	月 1 回	5,000 円 (留置カテーテル・気管切開 など)
		2,500 円 (在宅酸素・点滴・人工肛 門・褥瘡など)
夜間・早朝訪問看護加算 (6 時～8 時・18 時～22 時)	1 回につき	2,100 円
深夜訪問看護加算 (22 時～6 時)	1 回につき	4,200 円
情報提供療養費	月 1 回	1,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	月 1 回	25,000 円
在宅患者連携指導加算	月 1 回	3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回に限り	2,000 円
難病等複数回訪問加算 (週 4 回以上訪問可能な方)	1 日 2 回の場合	
	1) 同一建物内 1 人又は 2 人	4,500 円
	2) 同一建物内 3 人以上	4,000 円
	1 日 3 回以上の場合	
1) 同一建物内 1 人又は 2 人	8,000 円	
2) 同一建物内 3 人以上	7,200 円	
緊急訪問看護加算		2,650 円
退院時共同指導加算 (※厚生労働大臣が定める疾病の利用者は 2 回限度)		8,000 円
特別管理指導加算		2,000 円
退院支援指導加算 (退院日翌日以降)		6,000 円
退院支援指導加算 (別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問)		8,400 円

複数名訪問看護加算 訪問看護基本療養費 (I) 又は (II) の加算	<厚生労働大臣が定める場合>		
	看護職員と看護師等：週1日	同一建物内1人又は2人	4,500円
	(准看護師を除く)	同一建物内3人以上	4,000円
	看護職員と准看護師：週1日	同一建物内1人又は2人	3,800円
		同一建物内3人以上	3,400円
	<厚生労働大臣が定める場合を除く>		
	看護職員とその他職員：週3日を限度	同一建物内1人又は2人	3,000円
		同一建物内3人以上	2,700円
	看護職員とその他職員<厚生労働大臣が定める場合に限る>		
	(1日に1回)	同一建物内1人又は2人	3,000円
	同一建物内3人以上	2,700円	
(1日に2回)	同一建物内1人又は2人	6,000円	
	同一建物内3人以上	5,400円	
(1日に3回以上)	同一建物内1人又は2人	10,000円	
	同一建物3人以上	9,000円	
長時間訪問看護加算 (90分以上超えた場合 週1回) 但し、別に厚生労働大臣が定める者の場合は週3日を限度として可能			5,200円

#### (1) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス料金は、全額、利用者の負担となります。

複写物	1枚につき	10円 (税込11円)
-----	-------	-------------

#### (2) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1kmにつき	40円 (税込み44円)
-----	--------	--------------

#### (3) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡がなかった場合	1,000円 (税込み1,100円)

利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金をいただきます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

※但し、利用者様の急変や急な入院などやむを得ない事由がある場合はキャンセル料金を請求しません。

#### (4) 利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月20日までに支払うものとします。

### 5 サービスの利用方法

## (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

## (2) サービスの終了

### ①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の14日前までに、事業者へ通知するものとします。

### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の14日前までに、文書で通知いたします。

### ③自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

### ④契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、以下のような行為その他サービスを提供する事業者や従事者との信頼関係を破壊する行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
  - ・対応不可能な注文
  - ・従事者に対する暴言、悪口、誹謗中傷等
  - ・サービスの拒否
  - ・身体接触その他性的な嫌がらせ

### ⑤その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

## 6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄： )
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄： )
	連絡先	
主治医・ご家族などへの連絡基準		医師より家族へ連絡指示がある場合、当事業所が連絡を必要と判断した場合、緊急時・急変時

## 7 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待を防止するための職員等に対する年1回の研修の実施
  - (2) 利用者様及びそのご家族からの苦情処理体制の整備と窓口の設置
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
  - (4) 上記措置を適切に実施するための責任者及び担当者を置く
- 2 事業所は、事業の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者様のご家族等ご高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

### 【 会社の概要 】

社名 株式会社 明るい介護  
所在地 旭川市永山8条13丁目8番23号  
代表者 代表取締役 藤田 学

### 【 事業内容 】

有料老人ホーム 菜の花  
ヘルパーステーション ひまわり  
訪問看護ステーション たんぽぽ  
居宅介護支援事業所 ゆあらいふ拠り所

**【事業者】**

住 所： 旭川市永山8条13丁目8番23号

社 名： 株式会社 明るい介護

代 表 者： 代表取締役 藤 田 学 印

**【事業所】**

住 所： 旭川市永山8条13丁目8番23号

事業所名： 訪問看護ステーション たんぽぽ

( 指定番号 0162990386・2990386 )

担当者\_\_\_\_\_より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

**【ご利用者】** 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

**【代理人】** 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_)